

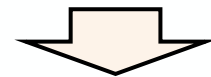
# 充電インフラ整備に向けた補助事業による取組の進展と方向性（令和6年度補正予算事業）

- 2030年に30万口の充電インフラを整備する目標（うち急速充電器3万口）に向けて、令和6年度の補助事業では、一定の基準に基づき受付案件※を決定する方式の下で、充電器の整備や更新を支援しており、充電器の増加、高出力化が進んでいる。

※ 急速については①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定。基礎、目的地については区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。

- 令和6年度補正予算事業においては、引き続き、この方式を継続しながら、所要の見直しを行う。

	全体	急速充電器	普通充電器	
			基礎（集合住宅等）	目的地（商業施設等）
令和6年度における進展	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一定の基準に基づき受付案件を決定する方式により、出力当たりの補助金申請額は大幅に低下し、予算を効率的に執行</li> <li>◆360億円を措置した結果、30万口の目標に対して、概ね順調に進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆更新による高出力化</li> <li>◆高速SAPAについては、90kW以上の申請が9割以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆既築の集合住宅（賃貸）を中心に整備が進展</li> <li>◆新築集合住宅への充電器の整備に関する社内目標設定の動き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆商業施設・宿泊施設等で整備が進展</li> </ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆EV販売台数の低下、費用の増加等の環境変化を踏まえた事業の持続性の確保</li> <li>◆事業者間の連携による利便性の向上</li> <li>◆補助金申請における負担軽減・審査の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆3万口の実現に向けた口数の増加</li> <li>◆充電インフラ指針を踏まえたコンビニやディーラーへの整備を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆合意形成の必要な集合住宅（分譲）の整備を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆EVの普及促進、利便性向上に資する場所への整備を促進</li> </ul>



令和6年度補正予算事業での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業計画についてのヒアリングの実施</li> <li>◆通信規格の標準化（OCPP対応を要件化）</li> <li>◆普通（基礎）における簡易な申請方式の導入</li> <li>◆募集回数の集約（2回）による審査の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コンビニやディーラーの優先順位の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆既築の分譲集合住宅の管理組合による申請を優先する簡易な申請方式を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆稼働率の把握・公表を促進</li> <li>◆引き続き、EVの普及促進及び利便性向上に資する場所への整備を促進</li> </ul>
-----------------	---	---	---	--

# 令和6年度補正予算における充電インフラ事業分の執行について

- 令和6年度補正予算で360億円を措置。このうち、296億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- 一定の基準に基づき受付案件を決定する方式は継続。令和6年度の執行結果を踏まえ、配分額の見直しを行う。
- 募集期間については、事業実施時期の平準化及び余裕を持った審査体制を確保するため、2回に分けて実施する。

## 令和6年度補正予算の配分

- 予算配分は、現時点での想定であり、今後変更となる可能性がある。
- 令和6年度補正予算で296億円を充電インフラ整備の予算に配分予定。
- 第1期については、合計200億円を配分予定。
- 第2期の配分額については、詳細決定後、改めて公表する。

	急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
第1期	130億円	35億円	35億円	200億円
第2期	詳細決定後、改めて公表			

## スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途案内する。

		受付期間 (令和7年)	交付決定時期 (令和7年)	実績報告締切
第1期	急速	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年12月末
	普通	4月下旬～ 5月中旬	6月～8月	R7年11月末
第2期	急速	7月	8月～10月	R8年1月末
	普通	7月	8月～10月	R8年1月末

# 令和6年度補正予算事業の募集（第1期・第2期）概要

- 令和6年度の補助金の結果を踏まえ、より効果的な充電器設置を促進するため、優先順位制の導入や見直し等を行う。

## ①募集対象

- 募集内容については、以下のとおり。
- 急速充電器と普通充電器を併設設置する申請を可能とする。ただし、併設設置を行う場合には、「急速」の区分において申請を行うこととし、普通充電器の設置口数の上限は、下表の各設置口数上限を適用する。

種類	募集対象
急速	<p>①高速道路（SA・PA）、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④コンビニ/ディーラー ⑤その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、出力が50kW以上の充電器設置に限る。</p>
普通 (基礎)	<p>①集合住宅（既築分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。 ②その他：集合住宅(既築・新築)、事務所・工場、月極駐車場 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下</li> <li>・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下</li> </ul> <p>・既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ・ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。</p>
普通 (目的地)	<p>原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下）</li> <li>・駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 (小数点以下の端数は切上げ)</li> </ul> <p>・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口あたり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。</p>

## ②優先順位

### <急速充電>

- ・①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件決定（令和6年度から継続）  
優先順位は、下記の通り変更

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路（SA・PA）	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。

### <普通充電>

- ・基礎、目的地の区分毎に、充電出力kW当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。（令和6年度から継続）
- ・基礎については、集合住宅（既築分譲）への整備を促進するため、以下の通り優先順位を設定。

施設区分	優先区分
①集合住宅(既築分譲) ※申請者は、簡易な申請方式を行う管理組合のみに限る	1
②その他（集合住宅、事務所工場、月極）	2

- ・基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時）。
- ・金額の審査を行い、交付決定（随時）。

# 第1期・第2期募集における補助内容

(単位：万円)

急速充電器									
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④コンビニ/ディーラー ⑤その他		
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	90kW以上	50kW以上	50kW以上	90kW以上 (公共用)	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1						1/2		
工事補助率	1/1								
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	200 (1口) 250 (2口)	60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	400	280		140		108

普通充電器					
設置場所	①集合住宅(既築分譲) ②その他(集合住宅、事務所工場・月極)、目的地充電				
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント	
	6kW以上	6kW未満	—	—	
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き
機器補助率	1/2				
工事補助率	1/1				
機器上限額	35	25	11	7	
工事上限額	①95 ②135		①95 ②135	①65 ②135	①65 ②95

高圧受電設備・設置工事費 補助率：1/1 (上限あり)					
設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
上限額	600	500	400	300	200

※上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。  
そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。

# その他の主な変更点

## 取組内容

### ○充電器のOCPP対応について

急速充電（基礎を除く）及び普通充電（目的地）については、持続性を担保するため、充電器本体がOCPP1.6以降に準拠することを補助要件とする。

・①電源on/off機能、②認証機能、③ステータス通知機能、④充電中以外のステータス通知機能、⑤充電開始・停止通知機能  
なお、⑥予約及び⑦出力調整の機能については、必須要件ではないが、仮に機能を搭載している場合、OCPPに準拠していることを求める。

・充電器メーカーは、補助対象充電器として執行団体に申請を行う際、OCPP1.6以降に準拠しているかどうかを申告すること。

### ○普通充電（目的地）の口数制限について

・普通充電（目的地）において、既設充電器も含めた口数の設置が可能としている。口数制限は、申請要件の一つとして定められており、申請時点で満たしていなければならないとされている。

・そのため、申請時点で撤去予定の既設充電器が存在する場合、1箇所における充電器設置口数に含まれるため、申請前に撤去工事を行わない限り、充電器の設置ができない状態であった。

・工事を複数回行うことは、設置場所の施設管理者の負担、設置場所の利用者にも不便、コスト面での非効率、といったデメリットがあるため、申請時点で撤去予定の既設充電器が存在しても、実績報告までに撤去すること及び口数制限の範囲内であることを約束すれば、申請を認める。なお、撤去工事費は補助の対象とはならないため留意すること。